平成２０年（フ）第１０３３号
広島市中区吉島東１丁目24番１―501号　１号館、開始決定時の住所広島市中区南吉島２丁目２番17―202号
破産者　中野　義照
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３号
広島県福山市鞆町鞆773番地
破産者　西村　暢之
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４９０号
熊本市神水２丁目１番２―203号
破産者　松本　幸子
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９７号
熊本市月出４丁目１番１―303号
破産者　緒方　　**均**
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５１号
大分市明野北２丁目７番１Ａ４―15号
破産者　佃　美夜子
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０８号
大分市東大道３丁目８番29―302号　後藤ビル
破産者　横川亜紀子
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６１号
宮城県伊具郡丸森町字雁歌７番地１
破産者　大槻　　篤
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９４号
宮城県柴田郡村田町大字小泉字割田140番地２、住民票上の住所仙台市若林区大和町５丁目13番17―603号
破産者　大槻　　明
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０７号
茨城県坂東市猫実989番地10　岡田志津子方、開始決定時の住所宮城県伊具郡丸森町大内字山屋敷78番地３
破産者　作間　義則
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０９号
宮城県白石市田町２丁目10番25―３号
破産者　大川美枝子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１１７号
宮城県白石市字兎作75番地４
破産者　高山佳代子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１７３４号
横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館Ａ棟711号室、開始決定時の住所横浜市港北区太尾町2079番地９
破産者　蝿野　勝二
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1566番地、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区新井町274番地10
破産者　平井美江子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1566番地、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区新井町274番地10
破産者　平井　文明
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２４７号
横浜市金沢区寺前１丁目18番３号―201
破産者　綱島　光子（旧姓笠原）
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４３４号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町63番地１　メインステージ保土ケ谷404号
破産者　石塚　規仁
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３４号
京都府宇治市宇治蔭山57番地の20、破産手続開始決定時の住所京都市山科区東野八反畑町58番地の82
破産者　金兒　貞夫
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５１号
京都府宇治市宇治蔭山57番地の20、破産手続開始決定時の住所京都市山科区東野八反畑町58番地の82
破産者　金兒　和子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係